

第140回東京都自然環境保全審議会

議 事 録

平成29年12月22日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

(午後 1 時 3 0 分開会)

○成澤計画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第140回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、定足数について御報告をいたします。

審議会委員及び臨時委員の総数は、現在36名でございます。

本日現時点での出席者数は27名となっております。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、審議会規則第5条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

本日の議事でございますが、お手元の会議次第をごらんください。

本日の審議案件は温泉部会関係5件となっております。

まず、事務局から事案の概要を説明いたしまして、次に、部会長から部会での審議結果について御報告をいただきます。その後、委員の皆様には御審議いただきたいと存じます。

なお、審議に当たり発言される場合には、挙手をしていただき、会長から指名がございましたら、机上のボタンを押して、マイクのスイッチを入れていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

審議に先立ちまして、10月16日付で人事異動がございましたので、環境局長の和賀井より御挨拶申し上げます。

局長、よろしくお願いします。

○和賀井環境局長 お時間を頂戴しまして、恐縮でございます。10月16日付で環境局長に就任いたしました和賀井と申します。

初めに、皆様には、日ごろより都の自然環境行政に御理解と御協力をいただき、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、年末のお忙しいところ、御出席いただきまことにありがとうございます。

第140回東京都自然環境保全審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

東京都では、2020年に向けた実行プランに基づきまして、スマートシティ、環境先進都市・東京を目指すべく、自然環境分野についても、生態系に配慮した緑化や自然公園の活用による、生物多様性保全などの取り組みを進めております。東京は、世界有数の大都市でありな

がら、奥多摩や島嶼部など、自然豊かな地域も数多くあり、これらの貴重な自然を守り、生かすことも環境先進都市・東京の実現に欠かせない目標の一つだと考えております。

今後とも、審議会の皆様にはぜひ多様かつ長期的な視点でさまざまな課題について御審議をいただきたく、改めてお願い申し上げまして、私からの御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成澤計画課長　なお、多摩環境事務所長の宗野でございますが、本日、急な公務のため欠席をさせていただいております。御了承ください。

次に、資料の確認に移らせていただきます。

資料１～資料５はA3の資料になってございます。資料６からは、A4の資料となっております。

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 資料１ | 三宅村阿古の温泉掘削について |
| 資料２ | 大田区羽田空港の温泉掘削について |
| 資料３ | 東久留米市上の原の温泉掘削について |
| 資料４ | 江東区有明の温泉掘削について |
| 資料５ | 立川市緑町の温泉掘削について |
| 資料６ | 温泉掘削に係る許可基準の適合状況および温泉部会における審議内容について |

参考資料１　第23期東京都自然環境保全審議会委員名簿

参考資料２　諮問文（写）

参考資料３　温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

参考資料４　温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて
となっております。

お手元に資料はございますでしょうか。ない場合には、挙手でお知らせ願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

私からの御説明は以上でございます。

以後の進行につきましては、田中会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○田中会長　承知いたしました。

それでは、これより審議に入ります。

本日、御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

また、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議會は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議することを目的として設置されたものであります。本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、諮問第438号から諮問第442号の温泉部会の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○関水環境課長 環境局自然環境部水環境課長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

今回の諮問案件は、温泉掘削が5件でございます。

御説明の流れといたしましては、まず、事務局よりお手元の資料1～資料5の申請概要を5件一括して御説明させていただきます。その後、益子温泉部会長より、資料6の許可基準への適合状況と温泉部会における審議内容について5件一括して御説明いたします。

まず、諮問第438号、三宅村阿古の温泉掘削について御説明いたします。

資料1になります。

申請者は東京都三宅島三宅村、目的は公衆浴場の浴用に供給すること、申請地は三宅島三宅村阿古地内でございます。

工事内容は、掘削口径が165.2ミリメートル、深さ400メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、既に既存源泉を利用した村営の公衆浴場「ふるさとの湯」が営業しており、現状の浴槽をそのまま使用する計画でございます。男女それぞれに内湯と露天風呂があり、加えてダイバー用の足湯が設けられております。揚湯量は、これまでの実績から300立方メートル／日を予定しております。なお、これまで用いられておりました既存源泉は、今後、別の施設で利用される予定です。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有です。資料右側の図をごらんください。申請地点は、三宅島西岸付近であり、村営施設である「ふるさと体験ビレッジ」内でございます。掘削予定地点は赤の★印でお示ししております。また、写真にありますように、周辺は未利用の空き地です。

周辺 1 キロメートル以内の状況でございますが、既存の源泉はございません。水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。次の案件に移らせていただきます。

諮問第439号、大田区羽田空港の温泉掘削について御説明いたします。

資料 2 になります。

申請者は羽田エアポート都市開発株式会社、目的は温浴施設内の浴用に供給すること、申請地は大田区羽田空港二丁目地内です。

工事内容は、掘削口径が199.9ミリメートル～151.0ミリメートル、深さ1,500メートル、施工方法はロータリー工法垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新たに建設する宿泊施設に併設する温浴施設に供給する予定です。揚湯量は、145立方メートル／日を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は国有財産ですが、申請者が定期借地をすることになっている土地です。周辺の概況といたしましては、資料 2、右側の図をごらんください。多摩川河口付近の羽田空港敷地内、国際線駅ビルの南西側に位置しておりまして、近隣に住宅等はございません。写真にありますように、現在は未利用の状況です。

周辺 1 キロメートル以内の状況ですが、既存の源泉はございません。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。次の案件に移らせていただきます。

諮問第440号、東久留米市上の原の温泉掘削について御説明いたします。

資料 3 になります。

申請者は三井住友ファイナンス&リース株式会社、目的は温浴施設内の浴用に供給すること、申請地は東久留米市上の原二丁目地内です。

工事内容は、掘削口径が199.9ミリメートル～102.3ミリメートル、深さ1,800メートル、施工方法はロータリー工法垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新たに建設する日帰り温浴施設の浴用に供給する予定です。揚湯量は、138立方メートル／日を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。周辺の概況といたしましては、資料 3、右側の図をごらんください。区画整理事業により整備された土地が広がっており、近隣に住宅等はございません。

周辺 1 キロメートル以内の状況ですが、既存の源泉はございません。水道水源井戸等、配

慮を要する井戸として、埼玉県新座市内に水道水源井戸が2カ所ございます。水源井戸は□でお示ししております。湧水は、東久留米市内に3カ所ございます。湧水は、図の中では黒い○でお示ししております。

本申請の概要は以上でございます。次の案件に移らせていただきます。

諮問第441号、江東区有明の温泉掘削について御説明いたします。

資料4になります。

申請者は住友不動産株式会社、目的は温浴施設内の浴用に供給すること、申請地は江東区有明二丁目地内です。

工事内容は、掘削口径が199.9ミリメートル～102.3ミリメートル、深さ1,500メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新たに建設する日帰り温浴施設の浴槽に供給する予定です。揚湯量は、48.4立方メートル／日を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。周辺の概況としては、資料4、右側の図をごらんください。申請地は、モノレールゆりかもめ有明駅付近の商業施設等の建設予定地であり、現在は地盤整備工事中です。近隣には、マンションや有明コロシウム等が立地しております。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、既存の源泉はございません。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。次の案件に移らせていただきます。

諮問第442号、立川市緑町の温泉掘削について御説明いたします。

資料5になります。

申請者は株式会社立飛ホールディングス、目的は温浴施設内の浴用に供給すること、申請地は立川市緑町地内です。

工事内容は、掘削口径が199.9ミリメートル～102.3ミリメートル、深さ1,700メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、建設予定の宿泊施設の温浴施設に温泉を供給する予定です。揚湯量は142.85立方メートル／日を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地、周辺の概況といたしましては、資料5、右側の図をごらんください。申請地は、立川駅北側に位置する未利用地でございます、敷地周辺に昭和記念公園や多摩都市モノレール、マンション等が存在いたします。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、既存の源泉はございません。水道水源井戸等、配慮を要する井戸として、立川市内に水道水源井戸が3カ所ございます。湧水はございません。

以上、今回御審議いただきます5件の諮問案件について、一括して御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より御説明いただきました5つの案件につきましては、温泉部会において審議いただいておりますので、その結果につきまして、益子部会長から御報告をお願いいたします。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします諮問第438号～第442号の5件につきましては、平成29年10月5日の第1回温泉部会において審議を行いました。私からは、資料6の各許可基準の適合状況と温泉部会における審議内容について御説明いたします。説明の中で参考資料3と4もごらんいただきますので、あわせて御用意ください。

まず、許可基準について御説明いたします。

資料6をごらんください。

許可基準「(1) 温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」につきましては、参考資料3をごらんください。これは、温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について、島嶼部と山間部を除く都内地域における掘削深度と制限距離との関係を示したものでございます。

次に、許可基準「(2) 公益を害するおそれがないこと」については、参考資料4をごらんください。「温泉掘削・動力の装置許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当審議会の温泉部会で取り決めたものでございます。申請地の周囲1,000メートル以内に、水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸、並びに、環境の保全のため重要な役割を持つ湧水として区市町村が地域指定または判断している湧水があるかどうかを調査し、影響の有無を審査するという内容でございます。

最後に、許可基準「(3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」とされており、可燃性天然ガスによる災害の防止のために温泉法施行規則で定められている基準がございます。

初めに、諮問第438号、三宅村阿古の温泉掘削について、温泉掘削許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料6の1ページをごらんください。

まず、許可基準「(1) 温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」につきましては、本案件は島嶼部であり、地盤沈下を引き起こす地質構造ではないことなどから、当基準は適用されません。

次に、許可基準「(2) 公益を害するおそれがないこと」につきましては、当申請地の周囲1,000メートル以内には水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸や湧水等は存在しておりません。そのため、本案件につきましても当基準は適用されません。

最後に、許可基準「(3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、当申請では、敷地境界から掘削地点まで3メートルの距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、温泉井戸掘削後の揚湯試験について、回復試験の時間については適切な時間を設定して実施することといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、三宅村阿古における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

続きまして、諮問第439号、大田区羽田空港の温泉掘削の適合状況などを御説明いたします。

資料6の1ページ、中段をごらんください。

まず、許可基準「(1) 温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」については、当温泉の掘削深度は500メートルを超えるため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準「(2) 公益を害するおそれがないこと」につきましては、当申請地の周囲1,000メートル以内には、水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸や湧水等は存在しておりません。また、川崎市から地盤沈下対策に関して配慮を求める旨の意見が出されておりますが、浅部の遮水施工を行うこと、取水する帯水層が非常に深い地点であることや、揚湯量は規制値以下となる予定であることから、影響はないと判断いたしました。そのため、本案件につきましては、当基準は適用されません。

最後に、許可基準「(3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、当

申請では敷地境界から掘削地点までの８メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、当該土地の特性上、仮に事故が起きたときの影響が大きいことから、十分な安全対策の実施をすること、温泉井戸掘削後の揚湯試験については適切な時間を設定して実施をすることといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、大田区羽田空港における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

次に、諮問第440号、東久留米市上の原の温泉掘削の適合状況などを御説明いたします。

資料６の１ページ、下段をごらんください。

まず、許可基準「（１）温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」については、当温泉の掘削深度は500メートルを超えるため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準「（２）公益を害するおそれがないこと」につきましては、当申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸及び湧水が存在します。周辺自治体から影響がないよう配慮を求める旨の意見が付されておりますが、当温泉井戸の取水深度は水道水源井の取水深度及び湧水が湧出する地表近くの透水層とは深度が異なります。また、浅層部にセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。これらのことから、当温泉が周辺の井戸及び湧水に影響を与える可能性は低いと考えられることから、当基準に適合していることを確認いたしました。

最後に、許可基準「（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、当申請では、敷地境界から掘削地点までの８メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、周辺自治体から地下水保全についての意見が出ており、同一敷地内には温泉井戸のほかに水井戸を掘削することから、水井戸の掘削や地下水の採取についても配慮を望むといった意見があり、事業者に伝えております。

以上のことから、温泉部会では、東久留米市上の原における温泉掘削について、許可相当

と判断いたしました。

諮問第441号、江東区有明の温泉掘削の適合状況などを御説明いたします。

資料6の2ページ、上段をごらんください。

まず、許可基準「（１）温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」については、当温泉の掘削深度は500メートルを超えるため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準「（２）公益を害するおそれがないこと」につきましては、当申請地の周囲1,000メートル以内には、水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸や湧水等は存在しておりません。そのため、本案件につきましては、当基準は適用されません。

最後に、許可基準「（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、当申請では、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、地盤沈下防止の観点から、適切な遮水措置を施すことといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、江東区有明における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

諮問第442号、立川市緑町の温泉掘削の適合状況などを御説明いたします。

資料6の2ページ、中段をごらんください。

まず、許可基準「（１）温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」については、当温泉の掘削深度は500メートルを超えるため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準「（２）公益を害するおそれがないこと」につきましては、当申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸が存在します。当温泉井戸の取水深度の帯水層は、水道水源井戸の取水深度の帯水層とは深度が異なります。また、浅層部にセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。これらのことから、当温泉が水道水源井戸に影響を与える可能性は低いと考えられることから、当基準に適合していることを確認

いたしました。

最後に、許可基準「（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、当申請では、敷地境界から掘削地点までの８メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき、適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、地盤沈下防止の観点から適切な遮水を施すことといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、立川市緑町における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○田中会長 大変詳細な部会での審議報告をありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明、益子部会長からの部会報告を踏まえまして、御審議をお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 都議会議員の河野です。よろしくお願いいたします。

５つの議案の御説明を受けました。私もこの議案について、それぞれの地域の住民の方から意見を聞かせていただきました。

三宅村については、これまでポンプが２台あったうち１台が壊れていることや、施設に向けてのお湯の引き込みの距離が長くて、温め直す必要があってコスト高だったと。これが改善されるということで、村の地域の皆さんも要望されているということがわかり、納得がきました。

一方で、第439号大田区羽田空港、第440号東久留米市上の原、第441号江東区有明、第442号立川市緑町については、地域の住民の方々はこの温泉掘削については知らないあるいはほとんど情報がないという意見がありました。一例ですけれども、東久留米市上の原では、区画整理事業のまちづくりの説明会で温浴施設ということは聞いていたのだけれども、1,000メートルを超える深さで温泉を掘るという話はなかったから大変驚いている、上の原は高台の地域で、小さい山の上で温泉を掘ることになって地下への影響がどうなるのか心配、東久留米の誇りの湧水への影響が心配という意見が寄せられました。大田区では、浴場組合の方から銭湯利用者が減ってしまうような影響が出ないのか心配だということで、冒頭にお話がありました自然の保護と回復の観点からということとはこの御意見は観点が違うのかもしれ

ませんが、そういう御心配を持っておられます。

そこで伺いたいのですけれども、温泉掘削の申請が事業者からあった場合に、東京都は地元自治体の意見を聞き取ることなどは行っているとのことでありますけれども、当該地の住民の皆さんの意見を聞いたり、持っておられる疑問に答えたり、そういうことではどのような努力がされているのか、お尋ねしたいと思います。

○関水環境課長 それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず、事業者から申請が来ました場合には、今、御説明しましたように、当該地元自治体に意見照会という形で御意見を伺って、地元自治体の御意見を反映させていくということでございます。その過程の中で、当然掘削の計画について地元自治体に情報提供をするという形になりますので、そこに関してはこちらからは一定の情報はお示しさせていただいている。そこから先、その地元区あるいは地元市でこういった情報共有を地元の中でされるのかというのは、それぞれの自治体の御判断があらうかと思います。

私どものそういったアクションとはまた別に、事業者のほうも、これは井戸の掘削に限らず建設工事等々もそうかとは思いますが、井戸の掘削、いろいろな施設の建設といった際に、地元とトラブルにならないように、地元の住民の方たちに情報を提供したり、お話ししていただいたりといった場面は当然あらうかと思しますので、私どもも事業者とお話する際には、そういった地元の住民の方々とトラブルにならないようにということは申し上げているところでございます。

○田中会長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。

きょうは詳細に申し上げることはいたしませんけれども、今回、私たちが行いました聞き取りではさまざまな角度から住民の意見が出ております。一番多いのは、住民に対して計画段階からの説明を行って情報を正確に伝えてもらいたいというものでした。今後、東京都として、こうした住民の声を踏まえた検討をしていただくことが必要ではないかと思しますので、お願いしておきたいと思います。

議案について、意見を述べさせていただきます。

温泉の掘削は、温泉法や東京都の許可基準などに基づいて審議され、許可されることは理解しておりますが、その上に立って、次の点を考慮していくことが必要ではないかと考えています。温泉は、限りある公共の自然の資源です。それゆえに、掘削はできるだけ抑制していくことが望ましい。医療や介護のための温泉の利用は認められると思いますが、遊

興施設や特定の人しか利用できないマンション等への温泉掘削など利潤を上げることと一体となったものについては、私たちは賛成できないという見解を持っています。地域住民の合意も欠かせない問題でありますし、加えて、島嶼部や町場の銭湯などの温泉掘削は地域の経済や住民の皆さんの健康増進に役立つものと考えられますから、そういう観点は持っております。したがって、この立場から439号、440号、441号、442号の4つの議案については、私どもは反対ということを表明させていただきます。

以上です。

○田中会長　ありがとうございました。

事務局から何かお答えはございますでしょうか。

○関水環境課長　補足で少し御説明させていただければと思います。

委員の御指摘のとおり、温泉は確かに貴重な資源ということは間違いがございません。そういった観点から温泉法の中では温泉資源に影響を及ぼさないようにという許可基準がございまして、それを過去から当審議会で基準を設けて、先ほど申しましたような源泉の間を一定距離で離すとといった基準、あるいは、純粋に資源保護だけではございませんが、地盤沈下防止といった観点も含めまして、くみ上げるお湯の量に関する許可基準といったものを設けてございます。ですので、そういった許可基準を満たした場合には許可をしなければいけないといった仕組みになってございますので、私どもとしては、そこで十分御審議をいただいた結果、基準を満たしているということであれば、許可を出すべき案件であると理解してございます。

○田中会長　よろしいでしょうか。

○河野委員　私どもも、専門の温泉部会の先生方が基準に基づいて審議され、許可相当ということで今日の審議会にかかっているのは承知しておりますけれども、先ほど申し上げましたような私たちが温泉掘削について留意しなくてはならない観点については、引き続き東京都でも検討していただきたい。このことを申し上げておきたいと思います。

○田中会長　ありがとうございました。

事務局、よろしいですか。

ほかに御意見等をどうぞ。

○葉山委員　野鳥の会の葉山と申します。

温泉法そのものが温泉の保護などを定めた基準ですので、そういう意味では今回の諮問案件は問題ないかとは思っておりますけれども、一方、自然環境のことを考えると、出てきた温泉

水はその後でどこかにまた使われて排水されることになります。掘ることへの基準はあっても、排水をどこにするのか、どういう環境にするのかということは、計画をちゃんと見ていくべきかと思っております。今回で言うと、羽田空港の温泉掘削はちゃんと公共下水道に入るのか、それとも多摩川に直接放流されるのかというのも問題になりますし、かつて宮城県伊豆沼で国指定鳥獣保護区に温泉水の排水を流すということで随分もめて計画中止になったということもありますので、そういう利用後の排水についても監督をしていただきたいと思います。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○関水環境課長 基本的には、公共下水道が敷設されている地域につきましては、公共下水道に適切に排除されるものと考えてございます。当然排水に関する規制は法の規制がござい

ますので、それをきちんと守った上で下水道に排除されることになるかと理解しております。

○田中会長 葉山委員、よろしいでしょうか。

○葉山委員 排水の基準は含まれている化学物質等の基準があると思いますけれども、温泉の場合は温排水ということもありますので、その辺の影響もあわせて都として監視していただければと思います。

○関水環境課長 法律に定める基準は基本的には当然守っていただくべきものと理解してございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

山中委員、どうぞ。

○山中委員 2点ほど質問させていただきたいのですが、まず、1点目が438号の1（3）です。敷地境界からの距離3メートル以上という記述なのですが、ほかのところは全て8メートルとなっていて、ここだけ3メートルになっているのはどのような理由でしょうか。まず、この1点目から。

○関水環境課長 可燃性天然ガスの噴出するおそれの高い地域とそうでない地域ということで、法律の中では2種類が分かれてございまして、島の部分に関しましては、可燃性天然ガス、いわゆるメタンガスが基本的に対象になってきますけれども、そういったものが噴出するおそれが少ない地域ということで、その場合には、敷地境界からの離隔距離と申しておりますけれども、そういった距離についておそれが高い地域よりはルールが緩和されているといった形になっております。

○山中委員 わかりました。

もう一点、440号と442号の1の(2)の「温泉の取水層は水道水源井戸及び湧水の透水層と異なる」という記述に関して、これは取水層と透水層が異なっていたとしても、その間にあると思われる加圧層の透水係数がさほど低いものでないのであれば、影響が及ぶ可能性もゼロではないということも言えるかと思うのですが、そのあたりのことはボーリング調査結果などに基づいて、温泉部会で十分に検討されたという理解でよろしいでしょうか。

○田中会長 事務局、これもお答えできますか。

○関水環境課長 部会で御審議いただく場合には、あくまで掘削前でございますので、実際に掘削した柱状図ではなくて近傍の比較的参考になるところの柱状図といったものも事業者からお示しいただいて、当然その施工内容についても施工計画を出していただいた上で御審議いただいております。

今回の案件につきましては、非常に大深度から温泉を取水する形になってございまして、それと比べますと、例えば、湧水になりますと非常に地表面から浅いところを流れていることとなりますし、自治体の水道水源井戸に関しましても、東久留米市の近傍の水道水源に関しましては地表面から300メートル程度の深度、もう一方の立川市の水道水源に関しましてはおおむね200メートル程度が取水層になっております。大深度の掘削、1,500メートル級の掘削ということで、温泉を実際に取水する層とは相当程度深度が異なるところから、部会でそういう御判断をいただいているということでございます。

○山中委員 ありがとうございます。

○田中会長 ほかにございますでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 関連して、1点お伺いしたいと思います。

今、取水層と透水層の部分の距離感を御説明いただきまして、そうした際に遮水を施すという点を温泉部会でも御審議されていることも伺っております。その遮水措置の点ですが、温泉部会で御審議された441号、442号について、主な意見、質疑のところで、地盤沈下防止の観点から適切な遮水措置を施すことということで、それぞれの事業者も御了解されていると先ほど部会長からも御説明がございました。この遮水措置という点ですけれども、いわゆる参考資料3と4に関連している遮水措置と、意見で付されている遮水措置は異なる遮水措置という認識でよろしいでしょうか。

○関水環境課長 部会の中で述べていただいた御意見といたしますのは、まず、セメントで充

填していった、そこで水が入らないようにするということが基本ですが、掘削管のケーシングと言っておりますけれども、最終的に井戸の内側に挿入していく管の径が切りかわるところの遮水が十分になされているかということが、その提出された施工図面から十分に読み取れる状況になっていなかったのも、そこはしっかりとやるんだよねとおっしゃっていたという趣旨でございます。

○田中会長 よろしいですか。

○古城委員 ありがとうございます。

○田中会長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○須田委員 2点ほどありまして、1点目は先ほど葉山委員からもありました排水の問題です。何期か前の温泉部会の案件でも同じような発言を私はさせていただいたのですが、水質も、特に問題がある、特に強酸性のものや強アルカリのものがそのまま処理されずに流されてしまうと問題があることと、あちこちの事例を見てみますと、温排水が流れるというのは生態系や生物多様性の保全にかなり大きな影響を与えるのです。都市域の場合には、下水道が整備されていますので、そこに流していただければ適切に処理されると理解はしていますが、例えば、山間部や離島の場合は必ずしもそうではないですね。その場合は、きちんと環境の中に放出されても影響のない水質と水温です。それをきちんとクリアしていただけるように配慮願えればと思います。できれば、この参考資料4にありますような中に、今、これは恐らく生物多様性の面からの規制の案件が全く含まれていないので、きちんと生物多様性に与える影響という観点から、今、申しましたような項目をきちんと定めていただくということは、これだけ温泉掘削の案件が多い中、ぜひとも必要なことではないかと感じます。それが1点です。

もう一点は、東久留米の案件です。温泉井戸は非常に大深度ですので、恐らく浅層地下水に与える影響は、遮水もされていますので、今までの事例でもそういうことはないように伺っておりますので、影響がないかと思えます。ただし、併設して水井戸を掘る場合には、恐らくその地域の湧水もしくは井戸水源と同じ帯水層から揚水する可能性もあるわけですね。その場合は影響がありますので、これは温泉部会として規制することではないかもしれませんが、環境保全ということを考えますと、きちんと都としてスタンスを示しておくべきかと思えます。

以上です。

○田中会長 事務局、お答えをどうぞ。

○関水環境課長 ありがとうございます。

1点目につきましては、今後に向けての参考にさせていただければと思います。

2点目につきましては、委員に御指摘いただいたとおり、水井戸の掘削につきましては、温泉法の直接規定するところではないことは確かでございます。その場合、環境確保条例の地下水の揚水規制の対象にはなってまいります。条例上の揚水規制は当然遵守していただいた上で、ただ、当然飲み水に供される井戸が近傍にあるというところなので、そういった観点から、極力配慮してほしいという観点で、部会でおっしゃっていただき、私どもも事業者にはそういったことを申し伝えているという状況でございます。

○須田委員 ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、御意見が出尽くしたようですので、ここで、皆様にお諮りいたします。

最初に、諮問第438号「三宅村阿古の温泉掘削について」につきましては、反対意見がありませんでしたので、本審議会として、温泉部会長の御報告のとおり、許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第438号「三宅村阿古の温泉掘削について」につきましては、本審議会として、許可相当であるということで答申することにいたします。

諮問第439号「大田区羽田空港の温泉掘削について」、諮問第440号「東久留米市上の原の温泉掘削について」、諮問第441号「江東区有明の温泉掘削について」、諮問第442号「立川市緑町の温泉掘削について」につきましては、反対意見がございましたので、個別に採決をしてみたいと思います。

なお、採決に当たりまして、臨時委員の方につきましては東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定に基づき、議事に関係のある温泉部会の臨時委員、石田委員のみが採決に加わることとなりますので、御了承いただきたいと思います。

最初に、諮問第439号「大田区羽田空港の温泉掘削について」採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

続きまして、諮問第440号「東久留米市上の原の温泉掘削について」採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

続きまして、諮問第441号「江東区有明の温泉掘削について」採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

最後に、諮問第442号「立川市緑町の温泉掘削について」採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

それでは、ただいまの採決によりまして、諮問第439号「大田区羽田空港の温泉掘削について」、諮問第440号「東久留米市上の原の温泉掘削について」、諮問第441号「江東区有明の温泉掘削について」、諮問第442号「立川市緑町の温泉掘削について」につきましては、本審議会として、許可相当であるということで答申することにいたします。事後の事務につきましては、事務局でよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた全ての案件の審議は終了しました。

その他、事務局から、連絡事項などがございましたらお願いいたします。

○成澤計画課長 特にございませぬ。

御審議どうもありがとうございました。

○田中会長 本日は、非常に活発な御審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、第140回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 2 時 2 1 分閉会)